

訪問販売において、不当な取引方法により灯油タンクの洗浄及び修理を提供する個人事業者の情報を提供します。

平成 26 年 7 月 23 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

- 「住宅設備」こと堀野政吉（以下「事業者」という。）は、消費者の住宅を訪問し、灯油タンクの洗浄及び修理の役務提供契約の締結について勧誘を行い、当該契約を締結するに際し、消費者に対して、事業者の連絡先として虚偽の住所及び電話番号を示していました。
- この行為は、北海道消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法であり、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められます。
- このため、北海道消費生活条例第17条の2の規定に基づき、道民の皆様にごこの事業者の情報を提供します。

1 事業者の概要

氏 名：堀野 政吉（ほりの まさよし）
使用している名称：住宅設備
住 所：岩見沢市日の出南4丁目
取 引 形 態：訪問販売
提 供 す る 役 務：灯油タンクの洗浄及び修理
役 務 提 供 価 格：5,000 円～19,000 円

※ 事業者の住所は、事業者が消費者に交付した契約書等に記載されているものですが、当該住所に事業者の事務所等はなく、現在、事業者の所在は確認できません。また、当該契約書等には、事業者の電話番号の記載もありますが、当該電話番号は、現在、別の者が使用しており、事業者にはつながりません。

2 条例違反行為

事業者名不明示、名称詐称（事業者連絡先の詐称）（北海道消費生活条例第16条第1項の規定に基づく北海道消費生活条例施行規則別表5(3)）

事業者は、消費者に灯油タンク洗浄及び修理の役務を提供し、代金を受領した際に、消費者に契約書等を交付した。その契約書等に記載されている事業者の住所及び電話番号は、事業者とは連絡の取れない虚偽のものであった。

3 経過

消費者及び消費者から相談を受けた消費生活センターは、契約の解除等のため事業者と連絡を取ろうと、事業者が消費者に交付した契約書等にある電話番号に連絡したが、事業者にはつながらなかった。

また、消費者等は、契約書等にある住所にクーリング・オフの通知を出したところ、事

業者には届かず、返送されるなどした。

これらは、消費者が事業者と連絡を取るために必要な情報について、虚偽の情報を示し、連絡を取れなくすることにより、消費者に不当に不利益を与えることとなる契約を締結させており、不当な取引方法に該当する。

4 消費生活相談の状況

(1) 道内における当該事業者の消費者苦情相談件数

(PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) による)

年 度	23	24	25	26	合計
相談件数	2	7	2	1	12

(2) 消費者の居住地

空知管内 50%、石狩管内 25%、胆振管内 17%、上川管内8%

(3) 消費者の性別

女性 75%、男性 25%

(4) 消費者の年齢

平均 82歳

問い合わせ先 環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ 電話 011-204-5213
--

【参考】

○北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）（抜粋）

（不当な取引方法の禁止）

第16条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

(5) 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること

（重大被害防止措置）

第17条の2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 当該事業者に係る不当な取引方法
- (2) 当該事業者に係る商品又は役務の種類
- (3) 当該事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) その他必要な情報

○北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）（抜粋）

（不当な取引方法）

第3条の2 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

別表

5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法

(3) 事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の連絡先について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。